

学校の第三者評価のガイドラインに 盛り込むべき事項等について (報告)

平成22年3月31日

学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する 調査研究協力者会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/059/index.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

目 次

はじめに	1
1 第三者評価の意義等について	2
(1) 第三者評価の意義・定義等	2
(2) 学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等	3
2 第三者評価の在り方について	4
(1) 実施体制について	4
(2) 評価の実施について	6
①評価の実施の在り方	6
②実施時期・日程等	7
③評価項目等	7
④評価手法	8
(3) 評価者について	9
①評価者の在り方	9
②実施者との関係	10
③評価者の確保	10
(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について	11
①評価結果の取りまとめ	11
②評価結果の取扱い	11
(5) 実施に当たっての国、都道府県の役割	13
3 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮	14
参考 評価項目・観点の例	15
参考資料	19
(1) 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（ポイント）	19
(2) 学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議の開催について	21
(3) 学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議 議論の経過	23

学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（報告）

はじめに

学校評価については、平成19年6月の学校教育法の一部改正により、学校評価の実施等に係る総合的な根拠規定が初めて法律に盛り込まれるとともに、同年10月の学校教育法施行規則の一部改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられた。

これを受け、平成20年1月に、文部科学省において「学校評価ガイドライン（改訂）」が作成された。このガイドラインでは、学校評価の実施手法を「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」の3つの形態に整理し、「第三者評価」については、「学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価」と定義しつつ、「第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後さらに文部科学省において検討を深める」とこととされた。文部科学省においては、学校の第三者評価に関する試行事業等が実施され、学校の第三者評価の在り方について検討が進められてきた。

このような状況を踏まえ、本協力者会議は、平成21年4月から、学校の第三者評価のガイドラインの策定等について、文部科学省が行った実地検証も踏まえて検討を行ってきた。このたび、これまでの検討の結果を「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について」として取りまとめたので、報告する。

学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、保護者や地域住民等の理解と参画を得た学校づくりを進めていくためには、自己評価や学校関係者評価に加えて第三者評価を導入し、学校評価全体の充実を図ることが有効である。このような趣旨から、本報告においては、学校の第三者評価を「学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの」と位置付け、まずは主として公立小中学校を念頭に置きつつ、各学校やその設置者の取組の参考となるよう、その実施体制、評価の実施や評価者の在り方等について目安となる事項をガイドラインに盛り込むべき事項として取りまとめてい

る。

文部科学省においては、①本報告の趣旨を踏まえ、必要に応じて教育関係者等の意見をさらに幅広く聞いた上で、速やかに学校の第三者評価のガイドラインを策定すること、②策定したガイドラインの内容が学校の第三者評価に取り組む関係者に明確に具体的イメージをもって伝わり、学校の第三者評価の取組が教育活動その他の学校運営の改善に効果的につながるよう、ホームページや分かりやすい広報資料、事例集などを活用しながら、ガイドラインの全国的かつ効果的な広報・周知や好取組事例の収集・情報提供などに努めること、③ガイドラインの策定後も、各地における学校評価の取組を踏まえ、ガイドラインがより良いものとなるよう継続的に見直していくこと、④学校の第三者評価の評価者の確保に関する国の役割など、学校の第三者評価に関連して提言した事項について、速やかに具体的方策を検討し実施することを大いに期待するものである。

1 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

- 児童生徒がより良い教育を受けることができるよう、学校や設置者等が学校の教育活動等の成果を不斷に検証し、学校運営を改善することを通じてその教育水準の向上を図ることが重要である。同時に、学校運営の質に対する保護者等の関心の高まりに応え、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等の理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが期待される。

このため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を踏まえて学校や設置者等が学校運営の改善を図るとともに、その評価結果等を保護者等に積極的に説明・情報提供していくことが求められる。
- 学校が主体となって行う自己評価や学校関係者評価については、既に法令上明確に位置付けられているとともに、各学校における取組も進んできており、学校運営の改善を図る上で重要な役割を果たしている。
 - ・ 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
 - ・ 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- 自己評価や学校関係者評価を最大限有効に活用し、学校運営の改善をより確実に進めいくためには、これらの評価に加えて、学校運営の質を確認するとともに、学校の優れた取組や改善すべき課題などを学校や設置者等が改めて認識できるような取組を行うことが重要である。
- このため、学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、「第三者評価」として次のような評価を実施していくことが有効である。
 - ・ 保護者や地域住民による評価とは異なる、学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的視点からの評価
 - ・ 各学校と直接の関係を有しない者による、当該学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価
- すなわち、第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。
- このような第三者評価の実施を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることがで

きるようになるだけでなく、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組とともに、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出すことができるようになるなど、学校の活性化につながることが期待される。また、学校運営が適切になされているかどうかが確認され、信頼される魅力ある学校づくりにつながるという意義もある。さらに、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価ともなり、その結果、学校だけでは解決が困難な課題も含めて、設置者である教育委員会等の支援や改善を促す効果も期待できる。これらがあいまって教育水準の向上が図られることとなるものである。

- 第三者評価が有効に機能するためには、自己評価や学校関係者評価が適切に行われることが必要であるが、同時に第三者評価には自己評価や学校関係者評価が効果的に実施されているかどうかを検証し、学校評価システム全体の実効性を高めるという役割も期待される。
- また、全国や域内に普及させることが望ましい学校等の優れた取組についての情報を収集し、広く紹介していく上でも、第三者評価の実施は役に立つものと考えられる。
- 第三者評価を含む学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

（2）学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等

- ガイドラインは、我が国において実効性のある第三者評価の取組を推進するため、先進的な取組事例を踏まえつつ、第三者評価に取り組む関係者の参考となるよう、その目的、実施方法、評価項目、結果の取扱いなどについて、目安となる事項を示すものである。したがって、ガイドラインは、第三者評価が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではない。
- なお、ガイドラインは、学校種等を問わず共通する事項を中心に記述することとするが、まずは主として公立小中学校を念頭に置きつつ、各学校やその設置者の取組の参考となるよう構成することが適切である。

2 第三者評価の在り方について

(1) 実施体制について

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものとする。(法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。)
- その際、広域的に評価者等に関する情報を把握し得る立場にある国や都道府県が、評価者情報の収集・提供や評価者の紹介・斡旋を行うなど、積極的な支援を行うことが望まれる。
- 具体的な評価の実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う（ア）
 - 保護者や地域住民等からなる学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う（イ）
 - 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う（ウ）
- （ア）の評価を実施する場合の主な留意点は次のとおり。
 - ・ 評価者の確保や事務局体制の整備など、実施に際しての実施者の負担が大きいため、負担とメリットを十分に考量して実施することが求められる。
 - ・ 評価を受ける学校の理解を十分に得た上で実施することが、評価の実効性を確保する上で重要である。
 - ・ 評価実施の負担を軽減するため、必要があれば、学校の設置者を超えて広域的な連携を図ることも考えられる。例えば、①複数の設置者間での連携、②都道府県による支援。
 - ・ 評価チームには、評価プロセス全体を主導し、評価結果を取りまとめる役割を担うリーダーを置くことが望ましい。
- （イ）の評価を実施する場合の主な留意点は次のとおり。
 - ・ 評価に参加する外部の専門家には、評価活動そのものにとどまらず、自己評価や学校関係者評価の実施に関する助言を行うなど、学校評価プロセス全体の改善に関与してもらうなどの運用も効果的である。
- （ア）及び（イ）の評価を実施する場合に共通の主な留意点は次のとおり。
 - ・ 学校運営に関する外部の専門家の確保に際しては、設置者が専門家に関する情報を収集・提供するなど、積極的な役割を担うことが求められる。
- （ウ）の評価を実施する場合の主な留意点は次のとおり。

- ・ 評価者が互いに評価し合う関係となるため、馴れ合いにならず、また、新たな気づきをもたらすような評価を実践するための工夫が求められる。この点において設置者が一定の役割を果たすことが考えられる。
 - ・ 小学校と中学校等、一定の地域内の接続する学校間で協力して実施すれば、当該学校間の連携協力を図る上で有効。
- また、第三者評価の実施体制にかかわらず、次の諸点に留意して評価を実施することが求められる。
- ・ 法令上実施が義務付けられている自己評価と、実施が努力義務となっている学校関係者評価が十分に行われる事が重要であり、その上で、第三者評価の導入により、学校評価全体が充実したものとなることが望まれる。
 - ・ 学校評価はあくまでも学校運営改善のための手段である点に留意しつつ、第三者評価によって期待される効果と、実施のために必要な様々な負担を考量し、必要最小限の負担で最大限の効果を得られるよう工夫することが求められる。

(2) 評価の実施について

①評価の実施の在り方

- 第三者評価において何をどのように評価すべきかについては、以下のようなものが考えられる。
 - ① 各学校が教育目標等を適切に設定し、その達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの評価
 - ② 自己評価や学校関係者評価が適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかなど、学校運営の継続的改善プロセスの評価
 - ③ 教育活動を実施する上での様々な基準を満たしているかどうかを確認する監査的な評価
- 第三者評価の主たる目的が学校運営の改善による教育水準の向上であることに鑑みれば、改善の取組状況を評価する①及び②を中心に考えることが適當である。すなわち、第三者評価に求められる重要な役割は、学校が自らの取組状況を的確に把握し、継続的に運営改善に取り組むよう促していくことである。
- 他方、③の教育に関する諸基準（例えば、施設・設備や衛生に関する基準など）への適合状況については、本来、学校の日常的な取組や、設置者の各担当部局等において適宜に確認し、問題が見つかれば即座に改善していくべき性格のものである。このため第三者評価において監査的な評価を行う場合には、教育に関する諸基準への適合状況を逐一確認するのではなく、基準適合のための学校の取組体制や設置者の確認体制の妥当性を評価するという観点が重要となる。
- 以上のことから、第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適當である。必要に応じて教育に関する諸基準への適合のための取組体制等の評価という監査的要素も盛り込んでいくことが考えられる。
- また、学校運営の継続的改善を図る観点から、地域や学校の実情に応じ、例えば運営改善のための専門的助言や、過去の第三者評価を踏まえた評価（改善状況等のフォローアップ等）を行うことも有効であると考えられる。
- 具体的な改善提案などの踏み込んだ専門的助言を行うためには、詳細かつ包括的な評価が必要となり、①評価者の確保、②評価日程の長期化、③専門的助言の妥当性についての責任の所在などの課題があることに留意する必要がある。第三者評価においてどこまで専門的助言等を得るか否かは、実施者が地域・学校の実情や評価者確保の状況などを踏まえて判断することが適當である。
- 第三者評価の実施に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないように配慮する

必要がある。また、学校においても、第三者評価に係る事務を組織的・効率的に処理するための工夫が求められる。

- 各学校においては、学校運営に関する情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、学校評価や保護者等に対する情報提供等に積極的に活用することが重要である。学校運営に関する情報の体系的な整理と活用は、それ自体が組織的な学校運営や業務の効率化などに資するものであることから、設置者が学校運営に関する情報の整理について統一的な方針を日常的に示すことや、ＩＣＴや学校事務の共同実施体制を活用するなどして、学校運営に関する情報を活用しやすいよう、統一的に整理していくことなども大切である。

②実施時期・日程等

- 実施時期や日程等については、予算編成や人事異動など、実際の改善プロセスに影響する要素も勘案しつつ、実施者が自己評価や学校関係者評価の実施状況等も踏まえて適切に決定することを基本とする。
- その際、第三者評価が学校運営の改善に確実に結びつくよう、各学校・地域の実情に配慮することが重要である。
- 具体的には、自己評価は少なくとも1年度間に1回は実施し、学校関係者評価は自己評価の結果について評価することが基本であるとされているが、第三者評価は、単年度の取組を評価対象とする場合や、より中長期的な取組を評価対象とする場合など、様々な方法が考えられる。

③評価項目等

- 評価項目については、実施者が、教育活動その他の学校運営について、学校や地域の実情と、自己評価や学校関係者評価の結果等を踏まえて設定することを基本とする。
- 限られた日程で効果的な評価を実施するためには、学校や設置者が課題と認識している事項や、過去の評価において指摘された課題等を踏まえつつ、評価項目を重点化することが重要である。
- 評価項目の設定に際して参考となるよう、評価項目・観点の例を【参考1】として示す。これらはあくまで例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組む必要は全くない。
- 学校等の負担軽減の観点から、例えばあらかじめ一般的に考えられる評価項目については、複数校について共通評価項目を設けておき、その中から第三者評価の実施者が必要な項目に重点化して評価項目を設定することなども考えられる。特に財務面な

ど、教育に関する諸基準への適合性が重視される事項の評価を行う場合には、共通の評価項目を用いて評価を行うことで、評価者と評価対象校の双方の負担軽減につながることが考えられる。

- 学校運営の現状を一層的確に把握するためには、児童生徒に対する教育指導等についてどのような成果があったかを測ることも有効である。一定の成果を評価する上で、例えば、生徒指導上の改善を示す数値や学力・学習状況の改善を示す数値などの資料・データ等を用いることについても検討すべきである。ただし、教育の成果に関する評価は多面的観点から行われるべきであり、特定の数値指標だけで評価を行うことは避けるべきである。学校や地域の実情に応じ、数値等による定量的評価と定性的評価をバランス良く組み合わせて評価を実施していくことが重要である。
- なお、学校運営の改善を進めていく上では、学校と設置者等の適切な連携が不可欠であることから、両者の連携の状況についても評価の対象とすることが求められる。その際、公立学校の第三者評価については、教育委員会の自己点検・評価の結果を評価の際の資料として活用することも望まれる。

④評価手法

- 限られた日程で適切な評価を実施するためには、事前に十分な余裕を持って評価者が評価対象校の情報を得られるようにすることで、実効性のある調査日程を組むことができるよう配慮するとともに、評価者間であらかじめ重点となる評価項目等について問題意識を共有しておくことが重要である。
- 学校の負担を軽減し、評価を効率的に進めるため、その手順等について事前に評価者と評価対象校との間で打合せをしておくことや、評価に際して可能な限り既存の資料を活用し、やむを得ず評価対象校に新たな資料の作成を求める場合は、最小限に留めることが望ましい。
- 具体的な評価活動としては、書面やデータのみをもって評価するのではなく、実際に授業や課外活動等の観察、教職員等からのヒアリングなどを実施することが大切である。なお、児童生徒への教育活動に支障を来さないよう十分に配慮することが必要である。

(3) 評価者について

①評価者の在り方

- 第三者評価は、学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価者により、専門的視点から評価を行うものである。
- このため、評価者は、学校運営について専門的視点から評価を行い、その結果を踏まえ、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題、改善の方向性等を提示することのできる者とすることが適当である。
- 具体的には、以下の①～⑥のような者の中から、実施者が評価者としてふさわしい識見や能力（すなわち、評価項目に即した専門性や知見、及び具体的な評価活動を担うことができる経験や能力）を有していると適切に判断した上で、評価者を選定する必要がある。
 - ① 教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等）
 - ② 校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者
 - ③ （公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事、他の学校の教職員等、学校の教育活動等に造詣の深い者
 - ④ 学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、N P O 法人等）の構成員
 - ⑤ P T A や青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者
 - ⑥ 組織管理に造詣の深い企業等や監査法人の構成員
- なお、評価者の構成については、評価項目に即して適當な者を選定することとなるが、一面的な評価とならないよう、できる限り極端な偏りのないものとすることが望まれる。
- 学校評価の評価結果は学校運営の改善に活かされることとなるので、評価者は、その責任と役割を十分理解する必要がある。
- 評価者への就任の依頼に際しては、児童生徒等の個人情報の保護や守秘義務などについてあらかじめ説明し、理解を得る必要がある。

②実施者との関係

- 実施者は、当該第三者評価にふさわしい評価者を選定する責任がある。
- 評価者は、実施者の責任の下に行われる第三者評価の趣旨や実施者が定める評価項目・実施方法に基づき第三者評価を行う立場にある。評価者である学校評価に精通した有識者から実施者が第三者評価の実施についてアドバイスをもらう場合も考えられるが、この場合は、評価者とは別の立場から行っているものと考えられる。
- 評価者が評価を行うに当たっては、実務上様々な点において実施者からの協力を受けることが必要であり、また、実施者も評価者が適切に評価を行えるよう条件を整備することが必要である。実施者である学校とその設置者は、評価を受ける立場でもあることを十分踏まえる必要がある。上記趣旨を踏まえ、実施者には、評価者が公正に自らの責任で評価を行えるよう評価者の構成や評価プロセスの透明性等に十分配慮することが求められる。

③評価者の確保

- 都道府県は、各地域において評価者を確保し、第三者評価を行おうとする学校やその設置者に情報提供することや、評価者に対する研修を実施することが期待される。
- 国は、各地域における評価者確保の現状を把握し、各地域における評価者に関する情報提供や評価者の研修に対する支援を行うとともに、必要に応じて自ら評価者に関する情報提供や評価者の研修を行うことも考えられる。特に、大学教授等の専門家については全国的視点で確保していくことが必要となるので、都道府県や大学等とネットワークを構築して対応していくことが期待される。
- さらに、将来的には、教育学部等や教職大学院、学会等の協力も得ながら、評価者となり得る人材を継続的に養成・確保するとともに、評価者の裾野を広げていくための方策についても検討していく必要がある。

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

①評価結果の取りまとめ

- 評価結果の取りまとめは、評価者が自ら責任を持って行うことが求められる。また、複数の評価者が評価を行う場合には、リーダー等の責任者が中心となって取りまとめを行なうことが望ましい。
- 評価結果の取りまとめに当たっては、優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等について盛り込むことが重要である。
- 客観的事実を取りまとめるにとどまらず、課題等の背景について専門的な視点から分析を加えるなど、専門家による専門的視点からの評価ならではの工夫が求められる。
- 評価結果を確実に改善に結びつけていくためには、まずは評価対象校が評価結果を適切に理解し、その内容について納得できるようにすることが重要である。
- このため、評価者には、例えば次のような工夫を講ずるよう努めることが望まれる。
 - ① 評価の判断の根拠となった情報を明らかにすること
 - ② 評価結果の取りまとめの過程で、評価対象校と事実誤認の有無等について協議する機会を設けること
 - ③ 学校が単独で改善に取り組めるものと、設置者等による支援が必要なもの、保護者や地域の協力等が望まれるものを見分した上で、課題や改善の方向性等を提示すること

②評価結果の取扱い

- 評価結果は、それを取りまとめた報告書を提出するなどして評価対象校に報告する。その際、例えば評価対象校に評価者が事後訪問して評価結果について説明・意見交換を行うことなどを含め、報告の方法について工夫することが望ましい。また、評価結果には、学校の設置者や教職員の任命権者の支援が不可欠なものが含まれることが想定されるため、設置者等に対しても報告することが望ましい。なお、教職員の任命権者が学校の設置者と異なる場合には、任命権者への報告は、設置者を通じて行なうことが現実的である。
- 学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、保護者や地域住民が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力・参画する土壤をつくるためにも、評価結果について保護者等が理解しやすい形で積極的に説明・情報提供していくことが望まれる。ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点や、学校の序列化助長の可能性等に留意して、慎重に取り扱うことが望まれる。

- 設置者等は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取り組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。同時に、設置者等として評価結果を日常的な学校の指導等に活用していくことが望まれる。国や都道府県においても、教育施策を改善・充実するに当たって、学校の第三者評価の結果を参考資料にすることが考えられる。なお、公立学校の第三者評価については、その評価結果を教育委員会の自己点検・評価の際の資料として活用していくことも望まれる。

(5) 実施に当たっての国、都道府県の役割

- 第三者評価の導入により学校評価の充実を図ることは学校運営の改善充実と教育の質の向上を図る上で有効な方策のひとつと考えられる。したがって、実施者が第三者評価を実施することができるよう、国は全国的な教育水準の維持向上等を図る立場から、都道府県は都道府県立学校の設置者という立場に加えて、都道府県内の広域的観点からの教育の振興に大きな役割を有している立場から、それぞれの役割に応じ実施者の行う第三者評価の実施に対して、必要に応じ、一定の支援を行うことが期待される。
- 国は、例えば、ガイドラインの策定、評価手法の開発、評価者の養成、評価者情報の収集・提供、事例集・ガイドブック等の作成等を行うことが望まれる。
- 都道府県は、地域の実情に応じた評価者情報の収集・提供、評価者の研修や事例集・ガイドブック等の作成等を行うことが望まれる。なお、効果的な第三者評価を実施するためには、評価を受ける立場の教職員が評価の意義を十分理解していることが重要であることから、都道府県が行う教職員研修等において、評価の意義を周知するなどの取組が望まれる。
- 上記以外の国、都道府県の具体的な役割については、さらに検討する必要がある。

3 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

- 学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）や設置者（国立、公立、私立）などを問わず、第三者評価の実施は学校運営の改善に資するものである。
- 幼稚園については、①教科学習が中心の小学校以降の教育活動とは異なり、環境を通して総合的に教育活動を行うこと、②選択によって入園する学校種であること、③他の学校種と比較して小規模なものが多いことなど、義務教育諸学校とは異なる特性がある点を考慮する必要がある。
- 高等学校については、①全日制・定時制・通信制の別や普通科・専門学科・総合学科の別など多様性があること、②選択によって入学する学校種であることなど、義務教育諸学校とは異なる特性がある点を考慮する必要がある。
- また、特別支援学校については、児童生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行うことから、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であること等の特性を考慮する必要がある。
- 私立学校においてはそれぞれの建学の精神に基づいた教育が行われており、かつ学校を選択する段階で様々な評価を常に受けている点を考慮する必要がある。
- 大学においては、第三者評価として認証評価が行われているが、大学と高等学校以下の学校、特に義務教育諸学校とでは相違点が多いことから、それぞれの特性に応じた第三者評価の在り方を考える必要がある。
- 幼稚園、高等学校、特別支援学校及び私立学校については、その特性を踏まえた第三者評価の在り方について、さらに検討する必要がある。

評価項目・観点の例

※ 平成21年度「学校の第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」における評価項目をもとに作成。

実地検証ではこれらの項目から6、7項目程度について評価。

※ 実際の評価の際は、これらの項目すべてを網羅して取り組むのではなく、評価項目を重点化することが重要である。

【組織運営等の状況】

観 点

<項目：学校の組織運営の状況>

校長など管理職は、適切にリーダーシップを発揮し、他の教職員から信頼を得ているか

校務分掌や主任制が適切に機能するなど、組織的な運営・責任体制が整備されているか

職員会議等が学校運営において有効に機能しているか

勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、服務監督が適切に行われているか

県費・市費など学校が管理する公費の経理など、学校の財務運営が適切に行われているか

危機管理やリスク管理、情報管理等の方針が示され、関係者に周知されているか

<項目：学校と設置者の連携の状況>

設置者が明確な教育方針等を示し、それに基づいて教育活動その他の学校運営を行うよう指導しているか

設置者の示す明確な教育方針等に基づいて教育目標を設定し、教育活動その他の学校運営を行っているか

学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の裁量を高め、学校が自ら改善策を講じやすくする工夫がなされているか

学校と設置者が、児童生徒の状況(学力等の状況や問題行動等)や安全管理等(不審者情報等)に関する情報を適切に共有しているか

学校が課題と考える事項について設置者と共通理解が図られているか

学校と設置者が連携し、施設・設備の整備・活用等が適切に図られているか

学校と設置者が連携し、教材・教具・図書の整備やICT化が適切になされているか

<項目：目標設定と自己評価の状況>

児童生徒や学校の実態、保護者や地域の意見・要望等を踏まえて教育目標を設定しているか

学校の状況を踏まえ重点化された中・短期の目標が定められているか

自己評価の項目は、学校の重点目標を踏まえたものになっているか

自己評価の結果が具体的な学校運営の改善に活用されているか

自己評価が組織的に実施されているか

外部アンケート等を実施し、自己評価を行う上での参考としているか、また児童生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか

<項目：学校関係者評価の状況>

学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえて実施されているか

学校関係者評価のための体制は適切か

学校関係者評価の結果が具体的な学校運営の改善に活用されているか

【授業等の状況】

観 点

<項目：教育課程等の状況>

学校の教育目標を踏まえて教育課程が編成・実施され、その考え方について教職員間で共有されているか

児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえて教育課程が編成され、PDCAサイクルに基づいて適切に改善されているか

学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進に取り組んでいるか

体験活動、学校行事などが、適切な管理体制の下に実施されているか

各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動の年間指導計画や週案などが適切に作成されているか、また指導体制が整備され、授業時数の配当が適切に行われているか

幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続を図るための取組が行われているか

<項目：授業の状況>

体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習が適切に行われているか

発問、板書、指名など、各教員の指導性が各教科の授業において適切に発揮されているか

個別指導や習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導が適切に行われているか

チーム・ティーチング指導などにおいて、教員間で適切な役割分担がなされているか

視聴覚教材や教育機器、コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業が行われているか

授業や教材の開発に外部人材を活用し、より良いものとする工夫がなされているか

学習指導要領や設置者が定める基準にのっとり、学校全体として、児童生徒の発達段階や学力、能力に即した指導が行われているか

<項目：特別支援教育の状況>

特別支援教育のための校内支援体制(校内委員会の設置、特別支援教育コーディネータの指名、研修の実施等)が適切に整備されているか

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画が適切に作成されているか

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習が適切に行われているか

特別な支援を必要とする児童生徒について、医療、福祉など関係機関との連携が適切に図られているか

<項目：教職員の研修の状況>

授業研究を全教員が行うことや、授業研究を継続的に実施することなどを通じ、授業改善に全校的に取り組んでいるか

校内研修の課題が適切に設定され、実施されているか

教職員が積極的に校内研修・校外研修に参加しているか

臨時的に任用された教員(臨時採用・非常勤講師等)の資質の確保・向上を図る取組が行われているか

教員の指導の状況を的確に把握するとともに、指導が不適切な教員への対応が適切になされているか

校長等の管理職が定期的に授業観察を行い、教員に対して適切な指導・助言をしているか

【指導・管理の状況】

観 点

<項目：生徒指導の状況>

学校の教職員全体で児童生徒の状況についての理解を共有し、生徒指導に取り組む体制が整備されているか

児童生徒の問題行動の状況を共有し、適切に対処できているか

保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の下で生徒指導が行われているか

生徒指導のための教育相談が計画的に行われているか

<項目：児童生徒の人格的発達の状況>

自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任を負うことができる児童生徒を育成するための指導を行っているか

相手の人格を尊重し、豊かな人間関係を構築できる児童生徒を育成するための指導を行っているか

児童生徒の適性を発見し、能力を引き出すことで、自己有用感を持った児童生徒を育成するための指導を行っているか

社会の一員としての意識(公平、公正、勤労、奉仕、公共心、公徳心や情報モラルなど)を身につけた児童生徒を育成するための指導を行っているか

保護者と連携協力して、基本的な生活習慣を身につけた児童生徒を育成するための指導を行っているか

命の大切さや環境の保全などについての指導を行っているか

<項目：保健管理の状況>

児童生徒の保健管理(薬物乱用防止、心のケア等を含む)のための体制が整備され、保健指導・保健相談が適切に実施されているか

法定の学校保健計画が作成され、適切に実施されているか

日常の健康観察や、疾病予防、児童生徒の自己健康管理能力向上のための取組、健康診断が適切に実施されているか

家庭や地域の保健・医療機関等との連携協力の下で保健指導が行われているか

<項目：安全管理の状況>

学校事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等が作成され、活用されているか

法定の学校安全計画や、学校防災計画等は作成・実施されているか

校舎や通学路等の安全点検や教職員・児童生徒の安全対応能力の向上を図るための取組が定期的に行われているか

家庭や地域の関係機関、団体との連携を図りつつ、児童生徒の安全を確保するための具体的な取組が行われているか

<項目：進路指導の状況>

組織的に進路指導に取り組んでいるか

生徒の能力・適性等を発見するための工夫等が適切に行われているか

生徒理解のために必要な個人的資料や、進路情報が適切に収集され、活用されているか

進路相談が適切に実施されているか

適切な勤労観・職業観など、生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を育成するための指導が行われているか

保護者や地域社会、企業等との連携協力の下で進路指導が行われているか

進路指導のための施設設備が整備されているか

職場体験や就業体験が適切に実施されているか

<項目：部活動の状況>

部活動が、適切な管理体制の下に積極的に実施されているか

部活動が、教職員全体の協力体制の下で実施されているか

部活動の実施にあたり、外部指導者を活用するなど地域社会との連携が図られているか

【家庭・地域との連携協力の状況】

観 点

＜項目：学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況＞

児童生徒・保護者の学校への満足度や要望を把握するための取組を行っているか

児童生徒・保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応しているか

授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか

＜項目：学校に関する情報提供の状況＞

学校に関する様々な情報が、分かり易く、かつ適切な分量で提供されているか

児童生徒等の個人情報の保護と積極的な情報提供とのバランスに配慮しているか

学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の伝達・公開が適切に行われているか

ホームページの活用をはじめ、広く地域住民等に学校に関する情報を周知し、提供するための取組を行っているか

ホームページに校長名、学校の所在地、連絡先、学級数、児童生徒数、教育課程などの基本的な情報が提供され、情報が定期的に更新されているか

保護者を対象に学校の教育活動についての説明会を実施したり、学校便りを学区内の住宅に配付したり掲示板等に張り出すなど、学校に関する様々な情報が、その想定される受け手に応じた多様な媒体を用いて提供されているか

＜項目：保護者・地域社会との連携の状況＞

保護者、地域住民は学校運営に積極的に参画し、協力しているか

保護者や地域住民の意見を取り入れる機会を積極的に設けているか、また、保護者や地域住民から寄せられた具体的な要望や意見を把握し、適切に対応しているか

学校開放等を適切に実施しているか

地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源が活用されているか

授業や教材の開発に地域の人材などを活用し、より良いものとする取組を行っているか

地域子ども教室等の放課後対策事業において、事業関係者と教職員間で、必要な情報交換等の連携協力が適切に行われているか

参 考 资 料

学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（ポイント①）

趣旨

学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図る

※ 自己評価：各学校の教職員が行う評価（実施・公表の義務、評価結果の設置者への報告義務）
学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者による評価（実施・公表の努力義務、評価結果の設置者への報告義務）

学校の第三者評価の定義

学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの

実施体制

・学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施（法令上の実施義務や努力義務は課さない）

・具体的な実施体制については、地域や学校の実情に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応

（例（ア））学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う

（例（イ））学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う

（例（ウ））一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う

学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（ポイント②）

評価者

学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者（例えば、教育学を専門とする大学教授、校長経験者など）の中から、実施者がふさわしい識見や能力を有すると判断した上で選定

評価の実施

- ・実施者が実施時期・日程、評価項目等を決定し、評価者が授業の観察等により評価
- ・各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方にについて評価し、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示
- ・過度に学校の事務負担が増えないように配慮する

評価結果

- ・評価者が責任を持つて評価結果の取りまとめを行う
- ・評価結果は、評価対象校及び設置者等に報告
- ・学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を学校関係者に説明、情報提供（広く公表すること）
- ・設置者は、評価結果を踏まえて、学校の支援や必要な改善措置を講ずる

学校種別による特性への配慮

- ・ガイドラインは、まずは主として公立小中学校を念頭に置きつつ、各学校やその設置者の取組の参考となるよう構成
- ・幼稚園、高等学校、特別支援学校、私立学校については、その特性を踏まえた第三者評価の在り方について
- ・さらなる検討が必要

学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成21年4月30日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

学校評価については、平成19年6月の学校教育法一部改正により、学校評価の実施等に係る総合的な根拠規定が盛り込まれるとともに、同年10月の学校教育法施行規則の一部改正により、自己評価に加え、新たに学校関係者評価について規定された。学校の第三者評価については、さらにその在り方について検討を行うこととし、試行事業等を行ってきた。さらに、同年12月の教育再生会議第三次報告においては、「国は、第三者評価についてのガイドラインを示す」ことが提言された。

このような状況を踏まえ、学校の第三者評価のガイドラインの策定等に資するため、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関すること
- (2) その他学校評価に関すること

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができる。

4 実施期間

平成21年4月30日から平成22年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官付において処理する。

学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議 委員

(五十音順 敬称略)

◎ 天笠 茂	千葉大学教育学部教授
大矢 裕啓	社団法人日本P T A全国協議会常務理事
岡田 行雄	東京都千代田区立神田一橋中学校校長
長田 利彦	神奈川県立小田原城北工業高等学校校長
風岡 治	愛知県一宮市立末広小学校主査
金子 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
神林 晃正	新潟県見附市教育委員会教育長
木岡 一明	名城大学大学院大学・学校づくり研究科教授
○ 小松 郁夫	玉川大学教職大学院教授
實吉 幹夫	東京女子学園中学高等学校理事長・校長
島宮 道男	秀明大学教育研究所副所長
竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
千々布 敏弥	国立教育政策研究所研究企画開発部総括研究官
永松 靖典	埼玉県教育局県立学校部副部長
浜田 博文	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
葉養 正明	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部部長
日永 龍彦	山梨大学大学教育研究開発センター教授
兵馬 孝周	東京都立調布特別支援学校校長
藤井 正俊	東京都立富士高等学校校長
藤原 文雄	国立教育政策研究所初等中等教育研究部総括研究官
松尾 隆	株式会社旭リサーチセンター常務取締役

◎：座長 ○：副座長

学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議 議論の経過

日程	内容
【第1回】 2009.5.22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の第三者評価に関するこれまでの経緯等について ○ 今後の進め方について
【第2回】 2009.6.2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員によるプレゼンテーション 【意見発表者】 日永龍彦（山梨大学大学教育研究開発センター 教授） ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第3回】 2009.6.19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員によるプレゼンテーション 【意見発表者】 浜田博文（筑波大学大学院人間総合科学研究所 教授） ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第4回】 2009.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第5回】 2009.7.22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第6回】 2009.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度概算要求について ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第7回】 2010.1.29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度予算案について ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第8回】 2010.2.26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証 学校等アンケート結果の概要について（平成22年1月現在） ○ 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について
【第9回】 2010.3.15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について」（報告（案））について